

第3回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和2年11月25日(水) 自 午後 3時05分
至 午前 5時16分

第2 場 所 法務省赤れんが棟3階「第五教室」

第3 議 題 1. 開会
2. 関係団体等に対するヒアリング
3. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○渡邊参事官 ウェブで御参加の方、私の声、聞こえておりますでしょうか。

挙手機能を使っただきまして、ありがとうございます。

では、特に問題がなさそうということで、定刻過ぎておりますので、第3回ODR推進検討会を開会させていただきます。ウェブ会議システムで参加されている方は、一旦カメラをオンにしていただけると助かります。

これも、おなじみになってまいりましたけれども、この会議での発言方法について、改めて御説明をさせていただきます。

ウェブ会議システムにより参加される方は、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、御発言される際を除き、マイク機能をオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言を希望される際は、挙手機能を使用してください。手のひらマークをクリックしますと挙手できますので、指名されるまでお待ちください。指名されましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。御発言を終えましたら、マイクをオフにして、改めて手のひらマークをクリックして、手を下げるようお願いいたします。また、挙手機能を使えない場合もあるかもしれませんが、その際は、先ほどのように実際に手を挙げていただくよう、お願いいたします。会場に御出席の方も、御発言を希望される際は、その場で挙手をお願いしたいと思います。御発言される方は、お名前をおっしゃってから御発言いただくよう、御協力をお願いいたします。

また、本日は関係団体などからのヒアリングを実施する予定でございますが、ヒアリング対象の方で、法務省に実際に来省されていらっしゃる方々は、メインシートを用意しておりますので、その発表者用の席の方に御発表の際に移動していただくと助かります。

それで、若干補足して御説明しますと、本日のヒアリングに当たりましては、ヒアリングの対象になる方々からあらかじめ資料を頂戴しております。委員やオブザーバーの皆様の方には、法務省の方から事前に資料の方をお送りしているところでございます。実際には、ウェブ会議ということですので、本来であれば画面共有機能を用いさせていただいて、その中で御発言いただく、発表していただくというのが一般的ではございますが、申し訳ございません、今使っているウェブ会議システムでは、画面共有機能を使えないような状況になっておりますので、本日は、本省に来省していただいている方々には、実際の資料を席上配付しておりますので、そちらの方を御参照しながらお話をお聞きいただければと思います。それから、ウェブ会議で御参加の方々につきましては、大変恐縮ではございますが、あらかじめ送付していただいている資料の方のデータを開いていただいて、それを御参照いただきながらお話をお聞きいただければと思います。

私の方からは以上でございます。

それでは、垣内座長、よろしくをお願いいたします。

○垣内座長 それでは、本日もよろしく申し上げます。

ただいまから議事に入らせていただきます。

今回、それから次回にわたりまして、関係団体等に対するヒアリングを実施いたします。本日は6件お願いをしております、限られた時間で盛りだくさんですけども、第1に独立行政法人国民生活センター様、第2に日本弁護士連合会様、3番目に日本弁理士会様、4

番目に日本行政書士会連合会様，5番目に公益社団法人民間総合調停センター様，そして，最後6番目に小泉道子様で，それぞれ10分から15分程度でADRの取扱いの現状，あるいは執行力に関する御意見等を御発表いただきまして，その後，5分から10分程度質疑応答をさせていただきたく予定です。一事業者の方につき20分の枠でお願いしたいと考えております。

それでは，早速ですけれども，独立行政法人国民生活センター様から御説明をお願いいたします。

○川口委員 国民生活センターの理事の川口徳子でございます。本日はこのような機会を頂きまして，どうもありがとうございます。

国民生活センター紛争解決委員会の概要について御説明をさせていただきます。資料の方は，配付いただきました資料1を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして，まずは，国民生活センターについて，簡単に御説明をさせていただきます。

国民生活センターは，消費者基本法と国民生活センター法に基づき，消費者問題，暮らしの問題に取り組む中核的な実施機関でございます。消費者，生活者，事業者，行政を「たしかかな情報」でつなぎ，公正・健全な社会と安全・安心な生活を実現することを使命とする独立行政法人です。

1970年に発足して，今年の10月に50周年を迎えました。中央省庁や，約1,200か所ある地方公共団体が運営する全国の消費生活センターと連携して，消費者問題に取り組んでおります。

3ページ目を御覧ください。

こちらは，国民生活センターの組織概要となります。

4ページ目を御覧ください。

相談情報の収集・管理，商品テスト，広報・啓発，教育研修，資格制度，ADR，各消費者団体支援の七つの業務が，双方向に一体となって機能し，相互補完性・一体性を持って活動を行っております。

5ページ目，御覧ください。

各業務の実施を通じて，消費者被害の予防と救済のために，①としまして行政機関及び事業者団体等への要望，情報提供，②としまして全国の消費生活センター等に対する支援，③としまして消費者に対する注意喚起といった，三つの機能を担っております。

6ページ目，御覧ください。

相談情報の収集・分析・提供について，少し御紹介させていただきます。1984年からPIONEERを通じて全国の1,250か所の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報を収集し，その内容を分析して，国民，消費者への注意喚起などに活用を行っております。PIONEERで収集した相談情報は，年間約90万件です。2019年度は93万8,000件ございました。

7ページ目，御覧ください。

ODRの取組としまして，国民生活センター越境消費者センター，CCJを御紹介させていただきます。CCJは，海外ネットショッピングなど，日本の消費者と海外の事業者とのトラブル解決を支援する相談窓口で，ウェブサイトより相談を受け付けて，メールで回答を

行っております。海外消費者相談機関は15機関、26か国地域とMOC提携を結んでおります。相談件数は年間約6,000件です。加えて、昨年4月よりチャットボットを立ち上げて、昨年度のアクセス件数は約2,300件ございました。

続いて、国民生活センターのADRについて御紹介させていただきます。8ページを御覧ください。

国民生活センター法に基づいてADR手続を行う独立した紛争解決委員会を2009年に設置して、今年で11年目になります。消費者問題専門のADR機関として、解決が全国的に重要である紛争、重要消費者紛争について手続を実施しています。制度上は、和解の仲介と仲裁が可能であり、時効の完成の猶予などの法律効果が付与されております。委員会に寄せられる申請のうち、70%以上が消費生活センター経由のものであり、消費生活センターの苦情処理の延長線上にあるため、制度が認知されており、年間約200件の申請を受け付けております。

消費者トラブルの特徴として、事業者と消費者との間に構造的格差があることを踏まえ、紛争解決委員会は消費者の後見的役割を担っております。また、当センターの委員会の独自の制度として、一定の実効性を確保する措置が設けられており、資料などの提出要求のほか、合意をした和解内容が実施されない場合に、権利者からの申出を受け、紛争解決委員会が義務者に対して勧告を実施することができる義務履行の勧告制度などがございます。

結果概要の公表につきましては、後ほど御説明させていただきます。

9ページ目を御覧ください。

現在、14名の委員と50名の特別委員で委員会を構成しておりますが、この委員等は、内閣総理大臣の認可を受けて、当センター理事長が任命しております。

10ページ目を御覧ください。

重要消費者紛争は、国民生活の安定及び向上を図る上で、その解決が全国的に重要であるものと定義をしております。同種の被害が相当多数に及ぶ多数性、生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼす重大性、争点が多数であったり、錯綜しているなどの複雑性、そして、特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起できる消費者紛争を対象としております。

11ページ目を御覧ください。

多数性であれば、例えば、賃貸住宅における退去時の原状回復義務についての規定に対する紛争であったり、重大性の例としましては、家庭用健康器具による皮膚障害に関する紛争であったり、また複雑性の例としましては、クレジットカードの決済代行業者を介したホームページ作成内職に関する紛争などがございます。

12ページ目を御覧ください。

結果概要の公表につきましては、重要消費者紛争の背後には多数の同種の紛争が存在しているため、各地の消費生活センターの相談処理に資する解決指針の提供と消費者への注意喚起を目的として行っております。手続の実施に合理的な理由なく協力しない場合や、当該消費者との間で同種の紛争が多数発生したりして、重大な危害が発生しているなど、事情が総合的に見て、当該情報を公表する必要性が特に高いと認められる場合には、事業者名を特定して公表を行っております。

13ページ目を御覧ください。

苦情処理と紛争解決の流れです。消費生活センターや国民生活センターの直接相談と経由

相談では、苦情を受け付けて助言、あっせんを行っております。そのうち解決が難しいものについて、重要消費者紛争についてはADRの申請を行い、国民生活センターの紛争解決委員会で和解の仲介・仲裁を行い、結果の概要の公表をして、その内容を解決指針にさせていただくという形で、自治体の消費生活センターや苦情処理委員会などを支援しております。

14ページを御覧ください。

事前の問合せは、昨年度は年間1,151件ございました。消費生活センターからの問合せが多く、消費生活センターでのあっせんが不調になった場合に備えて、当委員会のADRが選択肢になり得るかの問合せがございます。事前問合せの段階で、本手続が当該紛争の解決になじむかなど、執行力を含めて説明を行っております。年間204件の申請があり、相手方の約9割が手続に応じて、実質的に手続を行った事案の約6割で和解が成立しております。9割と高い応諾率の一因としましては、先ほども御説明しました結果概要の公表制度にあると考えております。全ての事案において、事務局から履行状況を確認しているわけではございませんので、義務履行の勧告の実績が直ちに履行率と結びつくものではございません。

15ページ目を御覧ください。

申請事案の分野ですけれども、金融・保険が一番多く、次いで運輸・通信、教養・娯楽が多くなっております。内容については、契約・解約などに関するものが一番多くなっております。

16ページ目を御覧ください。

制度設計のときから、履行確保は課題として認識されておりましたが、執行力を持たせることは難しく、ほかの制度で前例のあった勧告制度を導入いたしました。合意をした和解内容が実施されない場合には、権利者からの申出を受けて、紛争解決委員会が義務者に対して勧告を実施することができます。義務履行の勧告を行っても、合理的な理由なく義務者が合意内容を履行しない場合には、結果概要の公表制度に基づいて事業者名などを含めて公表を行うことができます。即決和解の利用について検討したことはございますが、実績はございません。

運用における工夫としましては、強制執行に服す旨を記載した公正証書を作成したり、仲裁手続に移行しての合意に基づく仲裁判断を利用したりしております。執行力との関連につきましても、消費者問題の特徴として、紛争の金額が低いことがあり、そもそも裁判手続の利用は、費用対効果の点からなじまないという事情がございます。さらに、ADRで和解が成立した場合にも、財産基盤が脆弱な事業者が相手方となることも少なくなく、長期分割などの和解内容になった場合に、権利者が長期間不安を抱えることになったり、即決和解や公正証書化など別途手続を利用することについては、利用のための費用が生じるなど、相手方との対面が必要になるなどで心理的なハードルが高いことなどから、執行力がないことへの不安や不便な点があり、執行力の付与に対して、当委員会の利用者からも期待があるものと思慮しております。

以上、簡単ではございますが、国民生活センター紛争解決委員会の概要について御紹介をさせていただきました。御紹介申し上げましたとおり、国民生活センターの紛争解決委員会には、国民生活センター法に基づく制度のため、認証ADR機関とは異なる制度となっている部分もございますが、国民生活センター法の改正に当たっては、ADR促進法もモデルとしておりますので、当センターの取組などが本検討会の議論の御参考になれば幸いです。

す。

どうもありがとうございました。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの国民生活センター様の御説明に対しまして、御意見あるいは御質問ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 弁護士の斉藤です。

説明資料の16ページに関して、2点お伺いしたいと思います。

16ページに義務履行の勧告制度、これは、家裁がやっているのと似た制度だと思いますが、それと、事業者名を含めての公表制度が紹介されています。これらによる履行確保が、実際にはどの程度効果があるのか、あるいはなかったのか、もしお分かりであれば、教えてほしいというのが第1点です。

第2点は、同じページの執行力の問題に関してですが、行政ADRについては、仮に執行力を付与するとすれば、個別法の改正が必要になるんだろうと思うんですけども、その辺の見通し、お考えがどうなのか、お聞きできればと思います。

○垣内座長 それでは、お答えをお願いします。

○国民生活センター 国民生活センター紛争解決委員会事務局の枝窪と申します。運営の部分になりますので、私の方から回答させていただきます。

御質問ありがとうございます。第1番目の義務履行の勧告を行って、その勧告に従って、どれだけ履行が確保されているのかという点ですが、資料1の14ページを御覧ください。

義務履行の勧告につきましては、今まで24件実施をしております。一定程度の効果は有していると思っております。ただ、一方で、先ほど委員からも申し上げましたとおり、私どもの取り扱う消費者紛争は、相手方が非常に、財政基盤ですとか存在自体もちょっとふわっとしたような事業者の方が多いということで、そういった確信犯的な事業者が相手になってしまった紛争については、和解が成立しても一定程度履行が確保できないという状況がございます。

また、個別法の改正につきましては、今、先生の御指摘のとおりでして、私どもの方で執行力を確保するというふうになった場合には、独立行政法人国民生活センター法の改正が必要になると考えております。先ほど委員からも申し上げましたとおり、もともとセンター法を改正してADRの制度を導入するときには、こちらで議論の対象になっておりますADR促進法をモデルとした部分も多くございますので、こちらのADR促進法の方で執行力の方が付与されるというような動きになれば、私どももその動きをきちんと注視をして、適切な対応を取っていくという流れになるのではないかと考えております。

以上です。御質問の回答になりましたでしょうか。

○斉藤委員 どうもありがとうございました。

○垣内座長 斉藤委員、よろしいでしょうか。

○斉藤委員 はい。

○垣内座長 はい、ありがとうございます。

出井委員、お願いします。

○出井委員 出井でございます。

2点ありまして、一つは、国民生活センターの紛争解決委員会で解決する和解の内容ですけれども、消費者と事業者の間の紛争ということになるので、もちろん事業者が債務者になる、つまり、和解の結果、事業者の方で何かを履行しなければいけないものもあれば、消費者の側で履行しなければならないものもあるように思いますが、その点の確認が一つです。つまり、義務は双方に生ずる可能性があるのではないかという点が一つ。

もう一つは、国民生活センターの紛争解決委員会のADRの機能としては、和解仲介と、それから仲裁を挙げられています。最後のページの運用における工夫のところ、和解に基づく仲裁判断を利用するというのがあって、そういう例もあったというお話のようにさっき聞いたんですが、それは、14ページの実績の表ではどこかに出てくるのでしょうか。

それともう一つは、仲裁ということですが、和解の内容を仲裁にするのではなくて、もともと、紛争が生じた後になると思いますが、仲裁合意があって仲裁判断に至ったものというものはあるのかどうか、以上です。

○垣内座長 では、お願いします。

○国民生活センター 御質問ありがとうございます。

まず、消費者の方が義務を負うというような内容の和解があるのではないかという点なんですが、御理解のとおりでございます。多いケースといたしましては、手元にある商品を返品するので返金してほしいというような紛争が多くございますので、物を返すという債務を負うというような和解になることも多くございます。このような場合、義務履行勧告の対象になるのかという点ですが、私どもが実際に行っております24件につきましては、事業者に対して行ったものになっております。また、結果の概要の公表制度も、事業者に対して適用されるものですので、消費者が公表の対象となるということは、想定をしておりません。

14ページのところで、和解による仲裁決定というのがどこに入ってくるのかという点ですが、14ページの和解の成立という欄に全て入ってきております。と申しますのも、仲裁の実績というのが非常に少なくなってございまして、先ほど出井先生から御指摘を受けました、そもそも仲裁合意があって仲裁の申立てがあったものというのが、現状では1件でございます。執行力を付与するために、和解の仲介手続から仲裁手続に、当事者の同意を得て移行しているものが、申請のベースでいくと3件になっておりますので、全てこの和解の成立というところに組み込まれてしまっているという状況になっております。

○垣内座長 よろしいですか。

○出井委員 細かなことですが、後の3件は分かるのですが、仲裁合意があって仲裁判断になったものが1件あるとおっしゃったのですが、それも、「和解成立」の中に入っているのですか。

○国民生活センター 申し訳ありません、言葉足らずでした。

仲裁合意があって仲裁の申立てがあったものについても、結果的には仲裁判断を出すのになじまないというような判断になり、和解で解決しているという事情があります。それもありまして、こちらの和解成立というところに、実績としては組み込んで公表させていただいております。

○出井委員 ありがとうございます。

○垣内座長 よろしいでしょうか。

もうお一人ぐらい、じゃ、佐成委員、お願いします。

○佐成委員 佐成です。1点だけお願いします。

先ほどは、執行力の付与に関して、当事者が不安を抱くことがあるので、執行力を付与した方がいいんじゃないかという、肯定的な御意見だったと思うんですけども、これは当事者の意見ということかと思えます。この点、紛争解決委員会の委員の方々の御認識はどのようなものなのかというところは、何か調査されておられますか。皆さん、やはり付与した方がいいという、そういうような御認識なんでしょうか。

○国民生活センター オフィシャルに委員の先生方に確認をしたことはございませんが、個別の和解の仲介手続の中で、やはり長期の分割になる和解などを、仲介委員の先生としても、完全に納得した上で提案をしているわけではないので、「非常に不安だね」というふうにお話をされる委員の先生も多くございます。

ただ、一方で、公正証書化してみましようかということ、仲介委員の方から御提案することもございますが、やはり消費者の方にとっては負担が大きいということで、なかなかこの公正証書化というところに結び付かないという実情もございます。ですので、同じ手続の中で執行力が付与されていけば、やはり心強いものがあるだろうなというふうには感じております。

○佐成委員 分かりました。

○垣内座長 ありがとうございます。

ちょっと私からも1点、今、最後の公正証書化の件なんですけれども、これは、事例として何件といったような数字でお分かりになるものなんでしょうか。

○国民生活センター 調べてみたんですが、正確な数字が出ませんで、ただ、決して件数としては多くないというようなイメージをお持ちいただければと思います。申し訳ありません。

○垣内座長 分かりました、どうもありがとうございます。

それでは、国民生活センター様、どうもありがとうございました。

続きまして、日本弁護士連合会様から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○日本弁護士連合会 日弁連ADRセンター副委員長で、愛知県弁護士会の紛争解決センター運営委員の熊田と申します。聞こえておりますでしょうか。

○垣内座長 はい、聞こえています。

○日本弁護士連合会 愛知県弁護士会ですけれども、紛争解決センターを開設しましたのが、本会、これは名古屋地方裁判所本庁管内になるんですが、これが平成9年4月です。それから西三河支部、名古屋地方裁判所岡崎支部管内の支部ですが、こちらが平成11年4月開設ということで、本会と西三河支部で紛争解決センターを行っております。平成20年6月には法務省の認証を受けまして、認証ADRとなりました。

平成9年度から平成31年度といいますか令和元年度の本会と西三河支部を合わせた申立件数は、本日の資料2-2のとおりとなっております。この一覧表は、日弁連のホームページで公表されている、2019年度仲裁統計年報の数字に基づくものでございます。ちょうど平成20年6月に認証を得ました、その前後が本当に多くて、それでも、それ以降も200件台をキープしております。

応諾率なんですけれども、これは年度によってばらつきはあるんですが、2015年度から2019年度、5年間の平均は75%でございました。

あっせん人は、原則として弁護士登録の期間が通算して10年以上の弁護士又は弁護士登録の期間、及び裁判官若しくは検察官の在職期間を合算して10年以上のベテランの弁護士の中から、委員会の意見を聞いて会長が委嘱するというので、公募はしていません。当紛争解決センターは、和解あっせん人、仲裁人の質が非常に大切だというふうに考えております。

本日の検討会の中で、特に愛知で発表してほしいと言われましたのが、愛知が、名古屋簡易裁判所、名古屋家庭裁判所と、非公式なんですけれども協議をいたしまして、和解の合意に至ったものについて、執行力を付与するために即決和解、即日調停という制度を利用しております。これは、平成20年6月に認証ADRとなって以降、先ほど申し上げましたように申立件数も伸びておりますし、より使い勝手がいいADRを目指して、簡易裁判所、家庭裁判所と非公式の協議を重ねました。その結果、両裁判所の御理解を得て一定のルールを作りました。そのルールは、愛知県弁護士会の会員、申立て、あるいは相手方の代理人となる可能性のある方々と、当紛争解決センターのあっせん人、仲裁人宛てに通知する案内文を送付しております。その案内文については、名古屋簡裁、名古屋家裁の確認を得ております。

まずは、平成22年以降、即決和解、即日調停をしました事件が、資料の2-1のとおりとなっております。即決和解については、金銭給付以外に建物明渡事件が結構多うございます。これは、大体よくあるように、和解契約をしてから明渡猶予期間、明渡しまでに猶予がある程度期間が設けられることが通常であるということと、大抵が明渡しと引換えの解決金の支払がございますので、その履行を確保するために、当事者双方の御希望で即決和解をしております。即日調停は、やはり養育費とか財産分与、慰謝料、金銭的な給付が、要するに、離婚とか親権者以外に金銭的給付についての合意があるものについて、即日調停をしております。

今の即決和解、即日調停のルールの概要について御説明申し上げます。

和解あっせんには、当事者双方が和解案に合意した段階で、まず、和解契約をする前に、裁判所に即決和解、即日調停の期日の予約の電話を入れます。即決和解、即日調停の申立書は、愛知県弁護士会紛争解決センターの利用の手引きというのがございまして、その記載の書式を用いたあっせん仲裁申立書の写しをそのまま利用できることになっております。即日調停の場合は、その申立書以外に、婚費分担とか養育費請求では、当然ながら当事者双方の収入を疎明する資料の提出が求められます。財産分与に関する事件では、財産分与の対象となる財産の存在を疎明する資料及び財産目録の添付が必要となりますが、いずれの資料も、もともと和解あっせんの段階で、あっせん人が当事者双方に提出してくださいねということをお願いする資料だと思っております。

もう一つ、あっせん人は、即決和解、即日調停に同行いたします。即決和解は同席をいたします。即日調停は、これは裁判官が同席していいよと言われれば同席しますし、いや、あっせん人は控室で待っていてくださいというと、控室で待っていることとなります。

即決和解については、和解調書を即日交付していただきます。即日調停については、簡単なものであれば当日交付も可能なんですけど、多くの場合は、調停調書は二、三日後に交付いただきます。いずれも即決和解、即日調停が成立した後に、そのまま弁護士会に戻りまして、和解あっせんの最終期日になって、和解契約書にあっせん人と当事者双方が署名捺印して、このあっせん手続が終了するということになっております。

今回問題になっておりますADR機関の和解契約に執行力を付与することについてですが、愛知県弁護士会の運営委員会の中で協議した結果ですが、一律に執行力を付与することには積極ではございません。理由としましては、もともとADRというのは、調停もそうなんですけれども、応諾義務がないんですけれども、それでも、相手方が申立てに対して応諾されるということは、やはり相手方の方も当該紛争、多くの場合、身の回りの紛争なんです、それを解決したいと考えていらっしゃる場合が多いと推察されます。したがって、和解合意ができた場合には、最終的に紛争解決するためには、義務者が履行しないと終わりませんので、任意での履行が期待されると考えております。

しかし、先ほど申し上げたように、例えば、金銭給付で長期の分割になるとか、あるいは建物明渡請求のように、和解契約と履行までにある程度の期間がある場合については、やはり当事者双方が執行力があつた方が安心ということがあると思います。その場合には、和解契約に執行力を付与しても、例えば、裁判所に執行文付与を求めたときに、債務名義になりませんよと言われては、かえって当該ADR機関の信用が落ちますし、場合によっては損害賠償を請求されるんじゃないかという危険もあるので、むしろ裁判所の裁判官や裁判所書記官という、非常に和解条項、執行力の債務名義になる和解条項作成について、専門的な研修を受けていらっしゃる方のチェックを経ての方が、当事者双方にとってメリットのある、執行力のある和解ができるんじゃないかと考えております。

また、仮に執行力、ADR機関の執行力、和解契約に執行力を付与するとしても、先ほど申し上げたように、せっかく執行力ありますよと広報して利用していただいたのに、いざ執行文付与を求めたら、この条項では債務名義になりませんということでは、本当に当事者に対して申し訳ないと思うので、全てのADR機関に与えるわけではなく、公益性、手続的透明性、中立性、法的専門性が担保された、人的、手続的な裏付けのあるADR機関に限って、執行力を付与すべきではないかという結論に達しました。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

○日本弁護士連合会 第二東京弁護士会の農端と申します。第二東京弁護士会仲裁センターの運営委員会の委員、嘱託弁護士として仲裁センターの運営に関わっております。

二弁仲裁センターは、ADR法の認証を受けていないADR機関です。仲裁センターは、仲裁センターという名称になっておりますけれども、ほとんどの案件が和解あつせん事件、いわゆる裁判所外の調停の事件となっています。二弁仲裁センターは、2000年前後の時期には、1年当たり約150件の事件を受け付けておりましたが、最近では、1年当たり60件から90件の事件の受付をしているという状況です。

二弁仲裁センターでは、本年の初めに、過去3年間で和解が成立した案件について、和解合意書の内容の調査を行いました。この結果をまず御報告します。

確認できた範囲で、対象となる事件が75件ありました。このうち、和解成立後に金銭を給付する条項がない事例が13件あります。和解金の席上交付を確認したり、既払いで解決済みであるというのを確認した事例です。次に、二つ目の類型として、債権債務関係を確認した上で、一定の期日に一括払いするという事例が53件ありました。三つ目の類型として、債権債務関係を確認した上で、金銭給付について分割で支払うという合意をした事例が8件ありました。このうち、仲裁法による38条決定がなされた事例が1件あります。このほか、

分類不能の事件が1件という状況です。このうち、分割払いが和解内容となっている三つ目の類型の事例のうち、10回以上の分割払いとなっている事例は、8件のうち5件という状況でした。

二弁では、これらの和解条項の履行率については、確認調査を現時点でできておりません。その上で、執行力に関する意見を申し上げたいと思います。

まず、執行力の付与のニーズに関する点として、38条決定や即決和解、あるいは公正証書の作成という方法によって、履行確保について対応できるはずで、新たに執行力を付与する仕組みは必要ないという意見や、あるいは、和解合意ができれば履行されない場合に訴訟を起こせばいいので、執行力は重視しないという意見もありました。二弁仲裁センターでは、現在確認できる値として、38条決定の利用は、2006年度以降の約15年間で13件程度の利用がなされているという状況です。一方、即決和解を活用した事例や公正証書の作成を活用した事例は、農端が把握している限りではありますが、近年は見当たらない状況です。

一方、二弁の事件を考えると、家庭裁判所で多く取り扱われている離婚事件や、それに関わる養育費、婚姻費用を争う事例については、余り多くありません。このことは、執行力がない二弁仲裁センターの手続が、当事者や代理人からそもそも選択されていないということを示しているのではないかという意見もあります。弁護士の中にも、最終的な解決に強制力がないと、仲裁センターの利用は選択肢に挙がってこないという意見を耳にすることもありまして、裁判所外の調停による和解合意に一定の執行力を与えるニーズは、国内事例でも実際には存在すると考えております。

次に、弊害面についても述べます。

執行力を付与することで、手続の任意性や柔軟性、あるいは当事者の自主性を失わせるのではないかという意見や、国際商事調停とは異なって、国内のADRでは多様な和解合意の内容があり、そのような多様な和解合意が難しくなるのではないかという意見もありました。この点については、ADR機関ごと、あるいはあっせん人ごと、あるいは案件ごと、あるいは更に条項ごとに執行力を付与するかどうかという合意がなされる場合に限って、執行力を付与する内容の制度であれば、手続の柔軟性や任意性を失わせることはないのではないかと考えています。この点で、執行力を一律に付与することには、慎重な意見が多いと考えています。

次に、2点目として、先ほど熊田先生からもありましたが、執行力を付与する和解合意を行ったけれども、後の裁判所の執行決定の手続において、執行力が否定されてトラブルになる事例も生じるのではないかという意見がありました。

少し別の観点として、執行力がないことが、民間ADRの事件の件数が伸び悩んでいる大きな原因だという意見や、執行力が付与されれば、事件数が大きく増えるという意見もあると理解しています。しかし、そのような評価は、必ずしも適切でないと考えています。仲裁判断等の形で一定の執行力を付与する仕組みを持ったADRでも、件数については伸び悩んでいる機関もあるという実情が、これを示していると思います。

あと、先ほど国民生活センターさんからの御意見もあったように、行政型ADRへの影響も、少し検討していただく必要があるのではないかという意見がありました。公調委とか公害審査会の調停もありますし、あるいは、各種条例で定められた自治体で様々な調停あっせんの手続がありますが、これらの手続にどのように影響するのかということも、御検討いた

できればと思っております。

私個人としては、双方当事者が同意する場合に、機関やあっせん人ごとに一定の執行力を付与するという法制については、私的自治を阻害するとか、手続の任意性、柔軟性を失わせるということにはならず、一定の執行性を付与するという仕組みについては、積極的に考えていいと考えております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの日本弁護士連合会からの御説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、佐成委員、お願いします。

○佐成委員 佐成です。二弁の方では、条件付ならば執行力の付与という選択肢はあり得るのではないかということだったんですが、愛知弁護士会のスピーカーの方は、条件付でもやはりあんまり好ましくないという御認識なのか、条件付であれば執行力付与という選択肢もあり得るといふ御意見なのか、念のためその辺りを確認したいと思います。

○日本弁護士連合会（熊田弁護士） 条件付という場合は、最後に述べましたように、やはりその機関、ADR機関の公益性、それから手続的透明性、中立性、それから法的専門性というもの、やはり裁判所の調停とか和解に執行力が与えられているのは、その辺りのことがあって、その上、国民の信頼もすごくあると思いますので、やはりそういった条件が整った機関で、しかも当事者双方が執行力の付与を希望する場合という条件は必要だと考えております。

○垣内座長 いかがでしょうか。よろしいですか。

○佐成委員 その意味での条件が必要であるという御意見は理解しましたが、愛知弁護士会さんとしては、そもそも必要ないという、そういう感じなのかなというのが、確認したい点です。

○日本弁護士連合会（熊田弁護士） まず第一に、即決和解、即日調停が、平成22年の協議以来、今もスムーズにいておりますので、この方がそれに、さっき申し上げたように絶対に確実なわけなんですよね。本当に強制執行が必要になった場合に、裁判所がノーと言わないわけですから。なので、私どもとしては、今もうこれでやっているし、今見ていただいたように、年間200件があるんですけども、それほど即決和解、即日調停を当事者双方、代理人がついていっても、望まれるわけでもないということからすると、資料2-1と2-2を見ていただければ分かるように、望まれる場合には、即日調停、即決和解でいいんじゃないかなと考えております。

○佐成委員 ありがとうございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

では、出井委員、お願いします。

○出井委員 出井でございます。

熊田さんも農端さんもおっしゃったことなのですが、弊害面というか、懸念される面として、せっかく執行力を与えるために和解合意書を作ったけれども、それが実は債務名義として文言上不適だったために債務名義にならなかったというところでトラブルが起こるのではないか、あるいは、ADR機関が責任を問われるのではないかという懸念の表明がありまし

た。熊田先生おっしゃったとおり、裁判所に即決和解とか即日調停ということでそこを任せてしまえば、そういう問題は非常に少ないのかもしれませんが、それ以外の場合は、そういうことが懸念されるということであると思います。

その辺りのことは、和解合意書を作るについての研修等はやられているのかどうかというのが質問の一つです。それから、もう一点は、その問題は、恐らくこれは、二弁の方でたくさん実例があった38条1項決定を使う場合、これでも同じような問題があるんだと思いますが、そこをちょっと二弁にお聞きしたいと思います。今もある問題ではないかということです。

それから、3点目が、裁判所との合意で即日調停、即決和解を使うという点ですが、これは、東京三会でもそういう合意をしていたと思いますが、あくまでも裁判所との協議、合意が必要になるということで、弁護士会だからできることかもしれませんし、弁護士会でも全ての弁護士会ができるわけではないかと思います。最後の点は、質問というよりもコメントになります。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、今の点についてお答えをお願いしたいと思います。

○日本弁護士連合会 では、二弁の農端からお答えします。

まず、2点目の方から、その問題、今もあるのではないかという観点ですけれども、確かに執行力付与という制度がなくても、和解合意が履行されないとか、あるいは38条決定の取消しの手続が裁判所になされるということでは、同様の問題が起こる可能性はあって、執行力の付与ということで新たに生じる問題ではなくて、今もある問題と理解することはできるかなど、私としては考えています。

和解合意書の研修についてですが、率直に二弁で和解合意書に限った研修ができていないかということ、そこは不十分なところがあると思います。特に執行力を付与する場合については、弁護士が代理人として裁判、民事訴訟に行った場合に、案を出しても、裁判所の観点でいろいろ御修正いただくということは、弁護士であれば経験していると考えていまして、そういう意味では、本当に執行力を付与するというのであれば、裁判所の後の手続のありようにも関わるとは思いますが、弁護士会としても更に研修をする必要があると理解しております。

3点目の関係で、東京三会の即決和解の話がありましたが、東京三会は、東京簡裁との間では即決和解について一定の連携がなされているということになります。

私からは以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

熊田先生の方から、何かございますでしょうか。

○日本弁護士連合会（熊田弁護士） まず、研修なんですけれども、和解条項に特化した研修はしておりません。専ら、やっぱり調停技法に関する研修、年に1回、今年はできませんでしたけれども、しております。

それから、第2点目は御指摘のとおりだと思います。今でもある問題であろうと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

○出井委員 38条1項決定の関係は、農端さんは取消しのことだけ触れられましたけれども、取消しももちろん問題になりますが、執行決定の段階で、執行決定が取れない、執行決定申立てが却下になる、そういうこともあるかと思います。それは、今でもある問題ということ

ですね。

○**日本弁護士連合会（農端弁護士）** ありがとうございます。それは、おっしゃるとおりだと思います。

○**垣内座長** ありがとうございます。

それでは、まだ多分御質問等あるのではないかと思いますけれども、時間のこともございますので、日本弁護士連合会様については以上にさせていただきますして、続きまして、日本弁理士会様から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○**日本弁理士会** 私は、日本弁理士からのオブザーバーとして参加しております、弁理士の小林純子と申します。今日は、このような機会を頂きましてありがとうございます。

日本知的財産仲裁センターには、その設立前の設立準備委員会から関わっており、設立後は、運営委員長も含めてずっと運営委員を務めております。以後、このセンターを当センターといいます。本日は、弁理士会からのオブザーバーとして、民間調停の和解合意に対する執行力の付与について意見を御説明いたします。以下、執行力の付与と略称します。

弁理士会は、当センターを日本弁護士連合会と共同で設立し、運営してきております。弁理士は、当センターの母体会員として、弁護士とともに調停人候補者、仲裁人候補者及び事件管理者を提供しています。弁理士会が関与する民間調停機関は当センターだけですので、今日の御説明では、当センターの活動における執行力の付与に関して、考慮すべき事項を御説明いたします。

説明内容は、大きく四つございます。1番、当センターにおける調停の取扱いの現状、2番、弁理士会及び当センターが実施したアンケートの結果、3番、提案事項、4番、そのほか、最後にまとめを申し上げます。

まず、当センターにおける調停の取扱いの現状です。

当センターは、設立当初から22年間、調停手続のサービスを提供しております。この間、2012年にADR法による認証紛争解決事業者となりました。当センターでは、事件管理者が事件の進行を管理するだけでなく、申立ての当初から必要に応じて、被申立人に応諾勧誘をしています。その働きかけがあるとはいえ、当センターによる調停の取扱い件数、すなわち申立人の調停申立てに相手方が応諾して審理が進行した件数は、ここ数年に限りますと、5年間で年間1件から4件でございます。甚だ寂しい数字でございます。

当センターの調停申立てに関する実際及び潜在的な利用者は、知的財産を活用する様々な規模の企業、個人事業者、研究者、知的開発部門の従業者等です。私どもにとって、知的財産を活用する企業のニーズを調べるには、社団法人日本知的財産協会の会員が的確な対象といえます。知財協と呼びます。当センターは、知財協とは定期的に意見交換をしております。

さて、弁理士会には、当センターをバックアップする委員会として、ADR推進機構がございまして。当センター及びADR推進機構は、知財協に対してアンケートを行いました。アンケートの結果のうち、本日のテーマである民間調停の和解合意に対して執行力を付与することの議論に関連するものを御紹介いたします。

2016年に、ADR推進機構が知財協に対してADRに関する実態調査を行っております。こちらから紹介します。

アンケートの概要です。回答依頼先は知財協会員943社、回答期間は2016年7月から8月、回答者数は365社です。

アンケート結果の内容です。執行力の付与に関連する回答は、次の二つの設問に対して得られました。一つ目は問6で、当センターの調停を検討し、実際に利用したことがありますかというものです。二つ目は問16、貴社が知的財産に関する紛争を解決するときに、重視する方針は何でしょうかというものです。

一つ目の問6、調停を検討し、実際に利用したことがあるかの設問への回答の中に、検討しなかったというものと、検討したが利用しなかったというものがありました。まず、検討しなかった理由を調べます。そもそも該当する案件がないというものが39%もあったので、該当する案件があった企業における検討しなかった理由の内訳を見ます。すると、15%が調停の効力に疑問というものでした。次に、検討したが利用しなかった理由の内訳では、12%が調停の効力に疑問でした。

二つ目の問16、紛争解決に重視する方針はとの設問では、16個の選択肢を設け、複数回答可としました。16個のうち、法的に拘束力のある結果を得られることを選んだ回答者が162名でした。回答者365社のうち、何と約44%が法的拘束力を紛争解決の際に重視しています。

ADR推進機構によるアンケート結果をまとめますと、当センターの利用を検討しなかった理由中、15%が調停の効力に疑問というものでした。また、検討したが利用しなかった理由中、12%が同じ調停の効力に疑問というものでした。さらに、アンケートの回答者全体の約44%が、法的拘束力を紛争解決の際に重視しています。

2年後の2018年、当センターが知財協にアンケートを行いました。このアンケートでは、個々の項目において、回答のほかに回答理由の自由記載を求めました。調停に関する意識は次の三つにまとめられました。一つ、調停でまとまるか不安、二つ、調停手続内容の周知性不足、三つ、調停利用の必要性なしです。各々の意識の理由は3点か4点ありましたが、執行力付与の議論に影響を与えるものもありました。列挙します。法的拘束力がなく、双方が同意する和解案がまとまるとは思えないというもの、二つ、法的拘束力もなく、かつ実績が分からないので、実際の紛争には利用しにくいというもの、そして、法的拘束力がないため、調停に頼る意味合いが薄いというものでした。つまり、当センター実施のアンケート結果でも、調停手続についての意識は消極的であり、また、その理由として、法的拘束力がないことが指摘されていました。

次に、提案を述べます。アンケート結果から、当センターの調停ユーザーには、執行力を付与する要望があると言えます。ただし、幾つかの条件があろうかと考えています。付与と条件の2点について、提案ないし説明いたします。

まず、執行力の付与の必要性について。アンケートによれば、知的財産を活用する企業にとって、調停の利用を検討する際に、調停に法的拘束力がないことが利用しない理由となっている割合が有意に存在します。この結果を見ると、執行力を付与するとの要望があることは分かります。

次に、執行力付与の条件について、まず、アンケートに基づいて提案いたします。

紹介いたしましたアンケートの対象は、知財協会という大企業に対するものです。これに対して、大企業ではない組織の紛争解決の当事者にとって、必ずしも執行力あるいは執行力の付与というのを正確に理解していないことも考えられます。また、仲裁に対する意識調査から見える執行力の付与に対する意識も考慮したいです。

アンケートでは、一般に調停に対する質問と同時に、仲裁に対しても質問します。仲裁の案件は、センターでも実情極めて少ないです。アンケートにおいて、仲裁を利用しないとの回答者の理由として、次のものが目立ちました。仲裁が1回で結論が決まってしまうこと、その1回で負けるかもしれないことがあるということで、上司に利用を提案、説明できないというものです。この理由には、仲裁判断には執行力があることが意識されているのではないかと考えております。そのような執行力ある終局的解決に抵抗感があることも勘案すると、和解合意に執行力を付与するとしても、当事者が執行力を付与するか否かを選択できることが重要であると考えます。

次いで、当ODR推進検討会が実施しているアンケートのQ10においても、条件の選択肢として4点が具体的に挙げられています。これについてお話しいたします。

知的財産関連の紛争を取り扱う当センターとしては、調停への執行力の付与を検討するに当たって、御質問、Q10の条件選択肢に挙げられた4点でほぼ網羅されていると考えます。実際の立法化作業に当たっては、個々の執行に係る実務的な問題が生じないように、御検討を継続いただきますようお願い申し上げます。

知的財産を活用する企業にとって、これら4点を条件とすることが適当と考える理由を説明いたします。

1番、和解合意の双方当事者が執行力を付与することを合意し、その旨が和解契約書に記載されていること。理由を述べます。現在の潜在的当事者の意識としては、調停の和解契約に効力がないことが、調停を利用しない理由であることが有意に存在する一方、執行力が存在することが当事者を委縮させることが懸念される場面も考えられます。執行力があつた方がよいという意識は、先ほどアンケートに基づき御説明したとおりです。執行力があると当事者が委縮するという懸念は、例えば、第2回会合で頒布された、ADRをめぐる近年の国際的動向についての25ページにも紹介されています。なお、この講義は、岡田春夫京都国際調停センター長によるものです。よって、執行力の付与は、当事者が選択できる制度であることが望ましいと考えます。

2番目の条件ですね、裁判所の執行決定を経ること、つまり、裁判所という公的な機関により、事後的な審査をすること。なお、今申し上げた文言では、アンケートの選択肢2の文言から、一定公的機関による事後的な審査を要件とするのくだりは、一定の公的機関の定義がなされていないため、除外しております。次に、これを条件とすべきと考える理由を述べます。例えば、シンガポール条約の定め第5条では、救済の付与を求められた権限機関は、次の場合に救済の付与を拒否することができることになっています。これらの場合とは、履行できないもの、あるいは履行してはいけないものを挙げています。これら履行できない和解合意、あるいは履行してはいけない和解合意の執行を回避することは、正に必要です。日本においては、執行決定をする裁判所がこれらに該当する和解合意の救済の付与を拒否すべきか否かを審査することが適当であると考えます。

3番目の条件、執行力を付与するものとして、消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合を外すこと。なお、この文言では、当検討会実施のアンケートの選択肢3の文言から、一定の種類の紛争や合意内容とのくだりを、一定の種類の紛争や合意内容の定義が示されていないため、除いています。これを条件とすべきと考える理由は、実は、知的財産を扱う企業が当事者になることは考えにくい事案と言えましようから、省略いたします。

4番目、案件ごとにADR機関が執行力の付与、不付与を選択できること。これを条件とすべき理由を述べます。知的財産を活用する企業が当事者である調停の背景は、一般に当事者同士が同業者として企業活動を継続しており、また、同業者であることに起因して、使える技術や原料調達先を融通するなどの取引が、和解条件となり得ます。このようなビジネス的和解合意は、将来を志向した有意義なものです。他方、執行力の付与にはなじまないと言えます。こういった和解合意の内容が執行力の付与になじまないものの場合、当事者が当然に執行力の付与を望まないこともあり得ます。しかし、執行力の付与がなじまない和解合意であるにもかかわらず、当事者が何らかの理由から執行力を望むことがあり得ます。その場合に、ADR機関として、執行適合性のない調停に対して、執行力を付与しないと判断できることが適切であると考えられます。つまり、和解合意への執行力の付与、不付与を、その裁量により選択できることが適当であると考えます。

そのほか、和解合意内容が、例えば、特許権の移転である場合、特許庁が権利の移転登録を受理できるように、和解契約に特許権の譲渡証の作成など、特許庁手続に必要な書類を債務者が作成することを明記する必要があるでしょう。このような注意は、執行力の付与の有無にかかわらず、調停人、両当事者が和解契約書を作成する場合に、当然に払うべきものであると考えます。

まとめ、条件付で執行力の付与に賛成します。その条件については、当委員会のアンケートの選択肢に網羅されていると考えます。

以上です。ありがとうございました。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

○日本弁理士会 質問について、私は弁理士で、今、日野弁護士が控えておまして、法律的なこととかありましたら、日野の方からお答えすることになることもあります。

○垣内座長 分かりました、ありがとうございます。

それでは、斉藤委員、挙手をされていると思いますので、斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 弁護士の斉藤睦男です。

今のアンケートなどの御説明で、和解合意に法的拘束力を求める意見が強かったという点についてもう少し具体的にお聞きしたいと思います。知財関係の事件というのは、様々な和解条項が考えられると思うんですね。知的財産権の侵害に対する差止めの条項であるとか、あるいは何らかの改善を行う条項などもあると思います。

そうした中で、金銭給付条項以外のどういう条項について、法的拘束力を求める声が強かったのか、その点をちょっと教えていただくと有り難いなと思って質問しました。

○日本弁理士会 ありがとうございます。

アンケートにお答えいただいている方々は、多分調停にお詳しくなくて、どんな和解合意があるかも余り御存じないと思います。多分、金銭的な和解合意が履行されないというようなことがあっては、社内で顔向けができないというような、そんなぐらいの感覚でお答えになっているかと思います。

○垣内座長 斉藤委員の方から何かありますでしょうか、今のお答えについて。

○斉藤委員 そうすると、金銭給付条項以外についての法的拘束力を求めるニーズ、これがあるのかないのかは分からないということになりますか。

○日本弁理士会 金銭的給付以外に、例えば、どのようなことをおっしゃっていますか。差止

めというのは……

○**齊藤委員** 知的財産の使用をやめるとか、あるいは使用方法を改善するとか。

○**日本弁理士会** 差止めの執行力の付与、そもそも、私どもの方で、回答の中で執行力の付与が不適當であるという和解合意の部類に、差止めは属するかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○**齊藤委員** そういう意味ではなくて、和解合意が成立した場合を前提にしています。知的財産の使用について不作為を約束するとか、あるいは改良、改善を約束するとか、そういう合意が成立した場合です。それについての法的拘束力を求める声があるのかなのかは、分からないという、そういうお答えでいいのかという確認です。

○**日本弁理士会** はい、さようでございます。そこまで具体的に、どういうことに法的拘束力があるべきかというような答えは、これまで受けておりません。

○**齊藤委員** 以上です。

○**垣内座長** ありがとうございます。

今の点ですけれども、ですから、主として金銭の支払ということを念頭においているのではないかと。その他、どういう具体的なものを考えているのかというのは、アンケート結果だけからは、何とも言えないというようなお答えでしょうか。

○**日本弁理士会** はい、さようでございます。

○**垣内座長** ありがとうございます。

オンラインの方で、上田委員が挙手されていますので、上田委員、それから出井委員の順番でお願いしたいと思います。上田委員、お願いします。

○**上田委員** 上田でございます。ありがとうございます。

頂いた資料の5ページの末尾からの、案件ごとにADR機関が執行力の付与、不付与の選択をできることという御提言についてお伺いしたいのですけれども、この点、裁判上の和解でも、当事者合意があれば、原則として、裁判所は裁判上の和解の成立を阻止することは難しいのかなと考えるのですけれども、知財紛争について、当事者合意が成立しているのに、和解成立段階の関与を超えて、執行力の付与をADR機関が拒否するという、そういう介入が必要な具体的な事情について、6ページ上の方でも御説明をいただいておりますが、一般民事と違う、もし特殊な御事情があれば、御教示いただければと思います。

○**垣内座長** はい。では、お答えをお願いできますでしょうか。

○**日本弁理士会** すみません、一般民事がちょっと私ではよく分からないんですけれども、知財の案件で言いますと、当事者がどのような和解契約が出来上がるかがまだ分からない段階で、合意ができたなら執行力の付与についても合意をしようというような状態で始まった調停で、出来上がった和解合意が執行力の付与になじまないということはあり得ると思うんですね。その場合に、当事者が一旦合意したということだけにこだわって、それで執行力の付与、不付与を考え直さないということではなくて、合理的に考えて、執行力の付与になじまない和解合意が出来上がったときには、そこは、ADR機関ないし調停人が、きちっと理由を説明して説得すると、そういうことができると思うんですね。そのときに、権限がないと説得しても言うことを聞かないという場合もあり得ますので、付与、不付与を選択する権限があるということにしておくのがいいと、そういう程度で考えております。

○**上田委員** ありがとうございます。

個人的には、不執行の合意を促す、そういう和解の関与もあるのかなと思いましたけれども、今の御説明で大体理解することができたと思います。ありがとうございます。

○日本弁理士会 こちらこそありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

もし今の点について、今、資料の6ページのところで、ビジネス取引ライセンスを含む和解合意というのが、例として挙がっているかと思うんですけども、その内容として具体的に、例えば、こういう給付条項について執行力があつたら適切でないというのが、もし今すぐに例がありましたら、お教えいただければと思いますが、今すぐ出ないということであればあれですけども、何か具体的な、こういうのが一番困るというのがありますでしょうか。

○日本弁理士会 最初に紛争の元になったものとは違って、それで、相手方が持っているノウハウやら原料の調達先やら、あれを、実はもともと狙っていたんだといって話を持ちかけたら、割とバーターできるというふうに両者が合意するということがあり得るんですね。そうすると、そういう取引関係を結ぶということは、将来にわたってお取引をちゃんと履行しなきゃいけないわけですけども、それを、執行力を付与するというのはなじまないというふうに考えます。

○垣内座長 取引関係の継続という考え方と、執行力で強制的にやるということがなじまない局面も、場合によってはあるのではないかという、そういうことでしょうか。

○日本弁理士会 はい、そうですね。

○垣内座長 分かりました、ありがとうございます。

では、出井委員、すみません、お願いします。

○出井委員 出井でございます。

今の点は、よく考えればなかなか難しいところですね。なじまないというのが、そもそも裁判所に持っていっても、執行にならないようなものであれば、それは正になじまない、なじまないというか、執行力を与えるのが適当ではないのでしょうか、単に調停人、手続実施者から考えて、これは執行力まで与えるのはどうかというところまで、手続実施者に拒否権を与えるのかどうかというところが、恐らく問題なのだと思います。以上コメントです。

質問が1点あるのが、あらかじめこういうものは執行力を与えないというふうに決めているわけではなくて、その案件ごとに手続実施者が決めていく、調停人が決めていくということなんでしょうか。

それからもう一点、斉藤委員とのやり取りの中で、ちょっと言葉遣いがよく分からなかったんですが、レジュメの4ページ、調停に法的拘束力がないということの意味なんです、ここでおっしゃっている法的拘束力の意味です。和解が成立すれば、私法上の和解契約としての法的効力はあるわけですよ。それがいないということをおっしゃっているわけではないですよ。

そうすると、手続に強制的に応じさせることができないという意味なのか、それとも、今回問題になっている執行力がないという意味なのか、どちらでおっしゃっているのか、そこがよく分からなかったのです。

○日本弁理士会 ありがとうございます。

私的契約にも法的拘束力があるという意味では、法的拘束力があるわけですけども、ここで言われている法的拘束力は、仲裁と同じような執行力のことを言っています。さすがに、

知財協のこういった仲裁センターと意見交換をするような組織というか、部署から来ている人たちは、契約書が法的拘束力があるというのは承知しているわけですし、調停に法的拘束力がないという場合は、仲裁と違うという意識で使っていると考えてよろしいかと思えます。

○**出井委員** すみません。仲裁と違うという意味だとすると、これもやはり二つあって、一つは、仲裁の場合は手続に強制的に応じなければいけないわけですが、調停は任意の手続なので応じなくていいというのが違いの一つです。もう一つは、仲裁判断には執行力が執行決定を経てはあるけれども、調停にはそれがないと、その二つの違いなんですけど、ここで聞かれているのは、どちらなのでしょう。

○**日本弁理士会** 和解合意です。和解合意の履行に強制力がないと。

○**出井委員** 強制力がない、強制力というか、執行力がないという方ですか。

○**日本弁理士会** はい。

○**出井委員** 最初の質問。手続実施者が正に案件ごとに、何か基準があるわけでもなく、案件ごとに執行力を与えるかどうかと、当事者が合意しているにもかかわらず、執行力を与えるかどうかを、手続実施者が決められるというふうにすべきであるという、そういう御意見ですか。

○**日本弁理士会** そうですね。案件ごとというものは、例えば、今、引合いに出しましたが、シンガポール条約で執行機関が審査をするという、その内容を拒否する事由として挙げられていますけれども、そういったことは、これはやはり抽象的な話で、案件ごとに判断しなくてはいけませんけれども、そういった意味で、案件ごとに判断をしたいということです。

○**出井委員** 執行拒否事由として挙げるような事由については、そもそも和解成立、執行力合意の段階でブロックできるようにしておくべきであると。

○**日本弁理士会** はい。だから、和解合意するのは自由なんだけれども、その執行力付与ということは、ADR機関としてはなじまないと考えますので、しませんというように言えるようにしたいということです。

○**垣内座長** いろいろ、なお議論が続けられそうな感じもしますけれども、ちょっと時間の点もありますので、これぐらいにさせていただきたいと思えますけれども、上田委員が挙手をされていましたが、大丈夫でしょうか。

今の最後の点については、もちろん執行拒絶事由の問題もありますし、御報告の中で言われた、なじむか、なじまないかという点も、恐らく両方想定されているのかなというような理解をいたしましたけれども。

それでは、日本弁理士会様、どうもありがとうございました。

○**日本弁理士会** こちらこそ、ありがとうございました。

○**垣内座長** それでは、先へ進ませていただきたいと思います。

続きまして、日本行政書士会連合会様から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○**日本行政書士会連合会** 失礼します、日本行政書士会連合会です。本日は、当会裁判外紛争解決手続、ADR推進本部より、本部長の入江宏幸と副本部長の関口隆夫で出席しています。このたびは、このような機会を頂きましてありがとうございます。どうぞよろしくお願い致します。

まず、日本行政書士会連合会の認証ADR機関の状況を御紹介した後に、本日の課題であ

る執行力について述べたいと思います。

本日の資料4を御覧ください。

日本行政書士会連合会では、東京都行政書士会が平成21年5月25日に認証第30号として事業開始以降、愛知県、京都府、新潟県、和歌山県、岡山県、神奈川県、兵庫県、埼玉県、北海道、香川県、山口県、大阪府、奈良県、宮城県、静岡県、福岡県、そして、平成31年2月1日に認証第161号の長野県行政書士会まで、現在18の行政書士会が認証ADR機関として裁判外紛争解決事業に取り組んでいます。

取り扱う紛争分野は、それぞれの認証ADR機関で違いますが、大きくは、外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争、敷金返還等に関する紛争で、そのほか、自転車事故又は自動車の物損事故等に関する紛争、相続に関する紛争、夫婦関係等に関する紛争を取り扱う認証ADR機関もあります。

行政書士認証ADR機関における調停方法は、基本的に対話促進型、自主交渉援助型の同席調停を採用しています。取り扱う紛争分野ごとに、それぞれ専門の調停人、手続実施者が、公正、中立な進行役となって紛争当事者の話し合いを促進して、解決のサポートに当たっています。紛争解決手続の実績としては、平成29年、30年、令和元年については、紛争分野別、取扱件数集計として、資料に記載していますが、令和元年の実績としては、問合せ件数が526件、受理件数が25件、調停実施件数が17件、合意件数が11件となっています。

さて、次に、和解の実効性を確保するための方策、執行力についてですが、行政書士認証ADR機関の調停では、基本的に紛争当事者が御自身の言葉で話し合いを行い、本音から満足できる解決策を導くというプロセスを重要視しています。したがって、対話促進型、自主交渉援助型の同席調停では、紛争当事者の納得の下に合意を得るため、比較的その合意内容は履行されやすいものと考えています。しかし、問合せから受理に至る紛争当事者に対する事前相談や手続教示等の際に、履行確保の点からADRを採択されない、選択されないような場合もあるように思料します。また、調停手続においては、和解成立後、履行を約束する内容の和解条項を作成し、その履行を確保するために、公正証書を作成する場合がありますが、調停の主な内容として、心情を相手方に理解してほしいということなど、紛争当事者の関係性から、合意内容が履行される可能性が高いこともあり、特に履行を確保するための取組等は行われていない場合が多いと言えます。また、成立した和解合意について、その後、履行されたかどうか等についての調査を行っている事例は特になく、また、和解が成立した事案において、その後、紛争当事者から和解条項のとおり履行されないという旨の相談、又は苦情を受ける具体的な事例も特にないようです。

当会としては、調停における和解合意に執行力が付与されることは、現状よりも受理件数が増えること、また、成立した和解合意が履行されない場合も想定されることから、執行力が付与されることは望ましいと考えています。和解の実効性を確保するための選択肢として、紛争当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解合意書に記載することを条件とするのであれば、執行力を付与する必要性、許容性はあり、賛成いたします。また、調停による和解合意に執行力が付与された場合に、当会の運営において、隘路となるようなことは、現在のところ特になく思料いたします。

以上です。ありがとうございました。

○垣内座長 どうもありがとうございます。プレゼンテーションは以上でよろしいということ

ですね。

○日本行政書士会連合会 はい。

○垣内座長 それでは、今の御説明に対しまして、御意見、御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、出井委員、お願いします。

○出井委員 先ほど弁護士会の説明の中で、和解合意をして執行力を与える合意をしても、それが、債務名義として裁判所に持っていったら債務名義ならなかったという、そういう場合、トラブルが更に起こるのではないかと懸念がありましたが、そういう懸念については、行政書士会の方では何か議論になったのでしょうか。

○日本行政書士会連合会 そもそも、うちの行政書士会のADRというのは、この説明の中でも申し上げましたように、自主交渉援助型といいまして、本人同士が納得のいくまで話し合っただけで結論を得るということで、法律的な問題も多少ありますけれども、代表的な例でいいますと、例えば、ペット紛争、愛護動物の紛争、例えば、同じマンションに住んでいる人同士のペットに絡む紛争などというのは、どんなに執行力のあるものを付けても、これ、住んでいる以上、両当事者が基本的に納得のいく合意をしないと、全く意味がないんです。

そういう意味で、うちの行政書士会のやっているADRというのは、ほかのいろんなADR機関に比べると、その点がちょっと特殊なんでして、だから、余り執行力とかいう問題については、今までは特に不便を感じていることはなかったんです。むしろ、先ほども本部長の方から言いましたけれども、執行力がない、じゃ、そんなADRを利用しないよというようなことで、利用しない人が増えないという側面はあったと思いますけれども、執行力がないからADRが不調に終わるとか、そういうことはありません。基本的にはありません。

○垣内座長 よろしいですか。

○出井委員 恐らく、両当事者が納得しないと解決しないというのは、それは、行政書士会だけではなくて、ほかのADR機関全てそうだと思いますが、今、やはり執行力は、それでもあった方がよいというふうに理解しておいてよろしいですか。

○日本行政書士会連合会 はい。

○出井委員 先ほどの私の質問は、いかに自主交渉で和解が成立するとしても、最後の和解契約の文言がしっかり書かれているかどうかという、そういう問題です。弁護士会の方からは懸念が表明されていたわけですが、そこについて、何か検討されていたかという質問なのですが、それは、特に検討はしていないということでしょうか。

○日本行政書士会連合会（関口副本部長） 今、ちょっと説明しましたけれども、和解合意書の方に債務名義とか、最終的に合意書を作成するときには、手続関与弁護士の方がいらっしゃって、合意書作成には関与していただいています。だから、合意成立で調停調書とか合意書を作成する前には、その中で、そういう実効性があるとか、そういったところは、一応リーガルチェックも含めてやっていますし、手続管理の面でそういったトレーニングも行っていきますので、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、そういうような中でチェックをした上で合意書を作成している、必要によっては債務名義を入れたりとか、先ほど申し上げましたように、公正証書を作成するとかというような対応をしています。

○日本行政書士会連合会（関口副本部長） 公正証書を作成したという例は、今まで聞いたことはありません。

○出井委員 ありませんか。

○日本行政書士会連合会（関口副本部長） ありません。

○垣内座長 出井委員の御質問についてはよろしいでしょうか。

○出井委員 はい。

○垣内座長 ありがとうございます。

山田委員がオンラインで挙手をされていますので、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 山田でございます。プレゼンテーションありがとうございます。

1点お伺いしたいのですけれども、執行力の付与に、どちらかという消極的な立場の方からは、自主交渉援助型のような、言わば柔らかい手続に執行力を付してしまうと、その手続の硬直化であるとか、あるいは過剰な法化といったことが発生するのではないかという懸念も言われることがあるんですけれども、その辺りはどういうふうにお考えか、お聞かせいただければ有り難く存じます。

○垣内座長 お願いします。

○日本行政書士会連合会 ありがとうございます。

そもそも、おっしゃるように執行力を付与しなければならないような合意をすること自体がという議論があるのは、承知しています。ただ、ADRセンターとして調停を進めていく上では、先ほど申し上げましたが、その一つの選択肢として執行力を付与されるということは、今後のADRの拡充、活性化においてはいいのではないかというのが、今、日本行政書士会連合会の中での大まかな意見であります。

以上です。

○垣内座長 山田委員、よろしいでしょうか、今お答えがありましたけれども。

○山田委員 ありがとうございます。そうしますと、事案に応じて使い分けをすることを自覚的にお考えだというような認識でよろしいでしょうか。

○日本行政書士会連合会 はい、そういうことです。

○山田委員 ありがとうございます。

○垣内座長 今の点ですけれども、仮に執行力が付与できるような制度になったとして、今行っているようなADRの手続が、非常に支障が生ずるとか、そういった心配を今されているというわけでは、必ずしもないということでもよろしいですか。

○日本行政書士会連合会 そうですね、はい。

○垣内座長 ありがとうございます。

そのほか、佐成委員、お願いします。

○佐成委員 佐成です。時間がないところすみません。行政書士会さんの方でやられている紛争の中には、自転車事故というのが入っております。自転車事故の損害賠償は案外ばく大な金額になり得ますので、保険に入っていない場合には大変深刻な問題を生じますが、執行力を付与して大変なことになるとか、そういうことはないでしょうか。事故態様も、自動車事故とはまたちょっと違うパターンが多いように見受けまますし、未成年の方が乗ったりとかしていますと、さらに問題が複雑になりますので、その辺りがどういう実態なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○垣内座長 では、お答えをお願いします。

○日本行政書士会連合会 おっしゃるとおり、自転車事故の場合は、そういった補償の問題が、

特に保険のない場合は出てきています。でも、合意の場合には、お互いが話し合っ、幾ら補償するとかっていうことで合意をしていますので、その場合に、債務名義を付けたりと、それを担保する上で、今後そういった執行力が付与されるということになれば、こういった事案に対して、より受理件数というか、相談件数なども増えてくるのではないかという考えです。

○佐成委員 分かりました、ありがとうございます。

○日本行政書士会連合会（関口副本部長） 自転車事故で言いますと、うちは埼玉会ですけれども、調停をやる前にいろいろ調べるんですよ。例えば、学校の場合ですと、学校の保険とかありますし、未成年の場合であっても、お父さんが自動車保険に加入して、その特約が付いているとか、結構保険を利用できる場合が多いんですよ。保険が利用できるということになると、非常に調停がスムーズに進みまして、保険の範囲内で、保険会社も入りますので、そういった点では、執行というか、履行の実現性という点では結構うまくいくなというふうに感じております。

○垣内座長 ありがとうございます。

ちょっと今の点に関連しまして、例えば、保険がないけれども、この金額だと1回では払えないので、分割して支払うといった、そういった解決というものも、事例としてはおありでしょうか。

○日本行政書士会連合会 あります。

○垣内座長 なるほど。分かりました、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。日本行政書士会連合会様については、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、公益社団法人民間総合調停センター様から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○三木参考人（民間総合調停センター） 民間総合調停センターの事務局長をいたしております、弁護士の三木秀夫でございます。本日はヒアリングの機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、民間総合調停センターについて簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。お配りさせていただいた資料5-2、これはリーフレットになっておりますけれども、御覧いただけたらと思えます。

このセンターは、2008年に事業を立ち上げまして、2009年に公益法人化し、かつ法務省のADR認証を受けております。現在で約10年経過したところでございます。特徴といたしましては、ここのリーフレットの表面の真ん中の下にありますように、各専門団体が集まりまして運営しているというところでございます。本部は大阪弁護士会館内にあるのですが、参加団体として、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会をはじめ、建築・不動産関係の各種協会、近畿税理士会、公認会計士協会近畿会、大阪社会福祉士会、大阪府社会保険労務士会や、それから消費者団体等も入っております。また、大阪府臨床心理士会や大阪府マンション管理士会も御参加いただいております。あと、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、大阪府市長会などの行政関係も御参加いただいております。

ろでございます。こういったようなところで、あっせん人の申立てが起きましたら、3名のあっせん委員を選びますが、まず弁護士が1名必ず入ります。あと2名につきましては、その事案に応じて、それぞれの専門士業から事案にふさわしい方を選びまして、あっせん委員会を構成するという形をいたしておるところでございます。

件数等につきましての御説明をさせていただきたいと思っております。これは、資料の5-1を御覧いただけたらと思っております。

左側に申立ての事件類型、ざっと記載をさせていただいております。先ほどのような構成ですので、様々な事案を扱っているということでございます。一番右側が、過去10年間の合計数でございます。不動産売買が74件、不動産賃貸借が202件ということでございます。請負が208件、あと、契約紛争が214件と。最も多いのは不法行為ということで、569件になっております。うち、交通事故が100件、そして、非常に多い類型としましては、医療事件がこの中に入っております、244件ということでございます。あと、家族関係の紛争、職場紛争、そして相隣関係と、このような内容になっております。この中に、ハーグ条約関係なんかも入れておるところでございます。

その右側を少し御覧いただきたいのですけれども、申立受理事件結果別というのが、3項にございます。この一番右端を見ていただけたら、まず、成立件数というのがございます。上から5段目のところに、成立件数としては32.6%です。この内訳ですけれども、和解契約が30.7%、仲裁判断が0.4%で7件、和解的仲裁判断が26件という数値として上げております。あと不成立、その他、成立しなかったのが30.5%ということでございます。あと、不応諾が36.8%です。約3割ずつぐらいが、成立、不成立、不応諾というような終わり方をしておるところでございます。

当センターにおいて、仲裁判断を行った事例は33件になります。うち、16件が、ちょっと先ほどの数字と合わないかな、再度調査いたしました。仲裁判断を行った事件は33件で、うち16件は和解あっせん事件における和解的仲裁判断になっておりました。16件の内訳ですけれども、不法行為をめぐる紛争、貸金をめぐる紛争、請負契約をめぐる紛争、不動産賃貸借による紛争などでございます。解決金120万円から、多いのでは4,750万円と、結構幅が広がっております。将来的に金銭の支払を約する和解成立においては、成立時に支払を完了しているものもございまして、長期にわたるものもございまして、3年先、長いものでは8年先というものもございました。

これまでは、将来的な履行確保については、和解合意時に当事者の方から問合せがあれば、あっせん人の方から簡裁での即決和解を勧めるということもございまして、その後、実際に即決和解に進んだかどうかについては、引き続いての調査を行っておりませんので、数値としては、今のところ分かっていないところでございます。

即決和解につきましては、当センターにおきましても、平成22年、8年前ですね、当時、大阪簡裁と協議をしたことがございました。そのときは、簡裁と連携し、ある程度まで手続の合意に至るということまでいったんですけれども、最終的には実現に至らなかったという経緯がございました。そのときに計画したのは、和解あっせん人が、将来履行につき紛争が生じるおそれがあると判断した場合に、あっせん人自身が申立書を作成するというところで、その費用は当事者負担となるんですが、期日の予約等はあっせん人の方で行い、和解期日にあっせん人が同道して出頭するというようなスキームを考えておりました。

ただ、あっせん人の負担が極めて大きいということもございまして、それから若干手続の煩雑さもありまして、最終的には実行に至らなかったということがございました。特に、当センターは弁護士以外の士業も参加しているということもございまして、なかなかその周知が当時うまくいかなかったこともあったのかなというふうに考えているところでございます。当センターの場合、和解合意が得られ、和解契約書を交わした時点で、一応あっせん人の職務は終了するとなっておりますので、事後にそういう作業が発生することについて、ややちゅうちょもあったのかなと考えているところでございます。

ただ、その後、和解的仲裁判断を行った件で、事件の当事者より、相手方が不履行で困っているというふうな苦情は特に入っていません。これは、和解あっせんでも一緒ですけれども、その点について、特に手当てをすることなく、今日に至っているというふうな状況でございまして。

それから、執行力の付与に関してのことですけれども、当センターにおきましては、和解あっせんの合意に執行力を付与することについては、どちらかという前向きに、導入についてはおおむね賛成の方向では意見が向いているかなというふうに思いますけれども、正式にちょっと意見を求めるところまでいっておりませんで、これから議論を深めたいというふうに考えているところでございます。

ただ、先ほど、愛知県弁護士会の熊田先生もおっしゃっていたように、確かに執行力が問題があるような条項を作成した後、裁判所に行って、これじゃ駄目ですよというようなことが起こるようなことがあってはいけないというふうには考えておりまして、当センターの方は、弁護士が必ずあっせん人に入っておりますので、その点の専門性は担保しているかなと思うのですけれども、全てのADRの場合に付与することについては、多少慎重な面、信用性の保持という意味では、慎重性も必要ではないかなというふうには、個人的には考えているところでございます。

以上で、取りあえず当センターの御説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの民間総合調停センター様からの御説明につきまして、御意見、御質問ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

出井委員、お願いします。

○出井委員 出井です。

最後におっしゃったところですが、執行力を調停における和解合意に付与することには賛成だけでも、全ての機関に与えることはいかなるものかという御趣旨の発言だったと思いますが、どういう機関に与えて、どういう機関に与えないのかという、何か基準みたいなものはお考えになっていますでしょうか。

○垣内座長 お願いします。

○三木参考人（民間総合調停センター） 御質問ありがとうございます。

民間総合調停センターの方で、その点の意見調整を済ませているわけではございませんので、明確に申し上げることはできないんですけれども、問題意識としましては、全ての機関といいますか、やはり、基本的には熊田先生おっしゃったような問題意識が背景にあるかなというふうに思います。基本的に、執行力が生じて問題がないような条項というのは、極

めて専門的な知識が必要になるかなと思っておりますので、そこに、例えば、条文に関してですね、契約合意文書の条項に関して、専門的な知識をきちっと、全ての案件において確保できるような、そういう体制づくりがきちっとなされているかどうか、その辺の専門的な研修がきちっとなされているかどうかとか、その辺のことが担保されていない場合、場面もあり得るのかなというふうには、あくまで一般論ですけども、そのような考え方で発言させていただいたところをごさいますて、あくまでも正式にまとめた意見という形で、機関の意見として決めてあるわけではございませんので、その点は御容赦お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○垣内座長 出井委員、よろしいでしょうか。

○出井委員 どういうことを考え、どういう考慮要素かというのは分かりました。これ、先ほどの熊田さんのお話にも出てきましたが、ただ、それが要件としてちゃんと線が引けるのかどうかということが、今後の検討課題かと思ひます。

○垣内座長 ありがとうございます。

オンラインの方で、斉藤委員から挙手がありますので、斉藤委員、お願ひします。

○斉藤委員 御報告ありがとうございます。

仲裁判断に関するところで質問があります。まず、和解的仲裁判断の件数ですが、私が足し算したら26件で間違ひないようですね。これは、執行力を求めてのことだというのはよく分かります。次に、その前の仲裁判断の7件、これは、どういうニーズで最初から仲裁合意をして仲裁判断を求めたのか、もしお分りであればお教え下さい。当事者のニーズがどの辺りにあったのかということと、あるいは、事件類型的に、例えば、商事事件に多いとか、あるいは国際的な事件に多いとか、何か類型的な特徴がもしあれば、分れば教えていただければという御質問です。

○垣内座長 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○三木参考人（民間総合調停センター） 仲裁判断のことですね。これにつきましては、まず、案件の種類でいきますと、仲裁判断がされている件は、まず1件目が相隣関係になっています。それから、2番目が、これはIT関係の紛争ですね。3番目がマンション工事、区分所有法絡みの紛争でございまして、こちらは1,680万というような紛争額です。あと請負契約、それから、不法行為は公共工事に関する不法行為ということで、こちらの方は、もう賠償額を幾らにするかという確定の問題ということですね。

また、仲裁判断が、どういうニーズで最初から仲裁合意をして仲裁判断を求めたのかのいきさつについては、今のところ、過去のデータ、仲裁の結果に、仲裁判断に至りましたというデータしか今、手元にごさいませんで、そのいきさつにつきましては、申し訳ない、今、私の方では御説明できるような、ちょっと情報がございませぬ。

○斉藤委員 分かりました、ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、はい、佐成委員、お願ひします。

○佐成委員 佐成です。この表の中に、赤字で医療事件というのが、結構入っております。民間総合センターさんは、非常に多様な紛争を取り扱われておられて、その都度、あっせん人として専門家を入れておられるとのことでした。必ず弁護士が入りますし、不動産鑑定士だとか、その方面の専門家が入られているようですけども、医師というのがちょっとこのパ

ンフレットの中には書いていなかったんで、そういった方もちゃんと適宜入れてやっている
ので、執行力を付与しても、ある程度中身自体も妥当なものになるという、そういうことで
よろしいでしょうか。

○三木参考人（民間総合調停センター） 今の点、よろしいですか。

○垣内座長 はい、お願いします。

○三木参考人（民間総合調停センター） 実は、医師の方にも入っていただいております、
医療過誤紛争に関しましては、必ず医師、そして弁護士は2名入ってもらってまして、医
療側1名、患者側1名の、それぞれ専門にされている弁護士を1名ずつ、そしてお医者さん
の方に入っていただいております。このパンフレットに医師会が実は入っていないのは、医師
会の協力が得られなかったということですね。お医者さんに関しては、個別にお願いを申し
上げて、個人の資格で医師の方に参画いただいているということで、このパンフレットの中
には医師会というのはちょっと記載ができなかったということでございます。

○佐成委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、御質問等が尽きたようですので、民間総合調停センター様については以上とさ
せていただきます。どうもありがとうございました。

○三木参考人（民間総合調停センター） どうもありがとうございました。

○垣内座長 それでは、引き続きまして、小泉道子様から御説明をお願いしたいと思います。
よろしく願いいたします。

○小泉参考人 よろしく願いいたします。

私は、個人で法務大臣の認証を取得しておりますけれども、センターの名前自体は、家族
のためのADRセンターという名称で、主に紛争の取扱いの分野としましては、家庭裁判所
の案件ということで、離婚ですとか相続ですとか親族間紛争を扱っております。ただ、ほと
んどの案件が離婚、離婚といいますが夫婦関係ですので、今からお話することにつきまして
は、夫婦関係についての調停を念頭に、お聞きいただければと思います。

当センターは、平成29年12月に認証を取得しまして、それから活動しておりますので、
余り歴史は長くないというところですね。現段階で、大体の取扱いの件数ですけども、申立
件数が年間100ちょっとぐらいですね。毎月10件前後ぐらいの取扱いがあります。ほと
んどが夫婦関係ということになります。

手続の種類上、離婚の問題ですので、ほとんどが離婚の条件を決めるということが、非常
に多くございます。あとは、離婚をするかしないかというところからお話をする方とか、既
に離婚はしたんだけど、養育費だけがまだ決められていないとか、面会交流を家庭裁判
所で決めたんだけど、やっているうちにまたもめてしまったとか、そういう形で、離婚
にまつわる条件面の調整をされる方がほとんどかなと思います。

当センターの方は、調停者、手続実施者のことを調停者と呼んでいるんですけども、調
停者が13名おります。内訳を申し上げますと、弁護士さんが7名、それから家事調停委員
さんが3名、それから元家裁調査官が2名で、元家裁調査官で現在弁護士をしているとい
う方が1名で、計13名で調停を実施しているという形になります。

そのような形で、取り扱う問題の中で、やはり継続給付の条項ですね、養育費ですとか、

それから財産分与や慰謝料の分割払い、それから強制執行は掛けないですけれども、公正証書が求められるという意味では、不動産関係ですね、名義の変更であったりとか、少し将来にわたって権利義務関係が発生するようなものに関しては、執行力ということを考えながら、手続をしなければいけないというところで、割と当センターの方では、最初の方から執行力をどういうふうに確保するかというような議論があったというところですよ。

現在の取扱いを申し上げますと、調停をして、それから合意ができて、その中で、合意の条項の中に強制執行が必要なもの、例えば、先ほど申し上げた養育費ですとか財産分与の分割払いですとか、そういうものがある方々に関しては、基本的には公正証書の作成を御案内しています。この公正証書の作成に関しては、手続が始まる時に、もう既に説明をしてしまっていて、こういう条項がある場合は、公正証書の作成まで御案内しますという感じで、もう言い切ってしまう。公正証書を作るか作らないかでもめないようにというところで、作ることを前提に御案内をしています。

大体年間百十何件、百二十何件の中で、応諾率がうち、今、7割ちょっとぐらいなんですけれども、非常に合意率は高く、応諾いただいた中では9割近い成立なんですけれども、その成立をしている中で、公正証書の作成が必要な文言で合意をされる方が、大体5割ぐらいおられるんですね。なので、年間四、五十件ぐらい公正証書の作成が発生しているという感じですよ。ただ、当センターで作る方ばかりではなくて、御自身たちでできるという場合は、当センターで合意をした合意書の内容とほぼ同じものを持って行って、公証役場にお二人で行かれて作られるという方もおられます。

ちょっとおまけですけれども、公正証書を全く同じところ、同じ公証役場の同じ公証人さんをお願いしている関係上、ちょっと統計に御協力をお願いをして、執行文の付与の件数を上げていただきました。そうしたところ、執行文の付与の件数が1件でした。もちろん、センター始まってからの年数がまだ浅いので何とも言えないところではあるんですけれども、しっかり当事者が納得のいく話し合いをしていただいて、さらに公正証書まで作ってというところまで持っていくと、かなりの確率できちんと履行していただけるのかなというふうに思っております。

そういう経験を踏まえまして、執行力について、一度ならず、ずっと調停者等含めているような話し合いをしているんですけれども、まず、こういうような流れでやりますので、正直申し上げますと、こちらのセンター側としては、特に不便は感じていないといえますか、公正証書の作成まで流れとしてできているので、きちんと強制執行力があるものが最終的にできるという意味では、特に不便は感じていないんですけれども、やはり当事者の方にとってみると、まず、やはり電話の問合せが多いのが、そちらで合意しても、強制執行できないんですよという問合せが、やはり数件あります。それは皆さん、女性側から多いんですけれども、やはり養育費を念頭に置かれていて、決めたいけれども強制執行ができないのであれば、決める必要はない、決める必要というか、メリットがないんじゃないかというような問合せがあることがございます。それから、合意をしたものを再度公正証書にする手間やお金のことを考えると、やはりADRで合意したことが、そのまま執行力を持つものになるということ考えると、当事者の方のニーズは大変高いのかなと思っております。

そもそも離婚条件の合意書の中で、やはり我々は限られた範囲の問題を扱っておりますので、民事一般とか、不法行為がどうこうということがありませんので、複雑性でいうと、余

り複雑ではないんですよね。例えば、養育費といいますと、多少問題になるのが、支払の周期について、例えば、大学を卒業するまでと書くのか、22歳になった後の最初の3月までと書くのか、そういうようなところで、細かいやり取りであるとか、それについて強制執行力がどこまで必要か、強制執行の申立てをするときに、どんな資料が必要かというような議論はあるにしても、余り文言として複雑になりにくいという特徴があります。

あとは、調停者の方から意見があったのが、やはり不動産に関しては、時々すごく難しいときがあって、その方自身、例えば、裁判所で調停をするとき、それから公証役場で公正証書を作るときにも、例えば、裁判所の書記官と相談をしながら文言を考えていたりとか、若しくは、公証人と相談をしながら詰めていくということもあるので、不動産の複雑なものについては、ある一定、やっぱり不安は残るけれども、それ以外の単純な養育費であるとか、財産分与の分割払いなんかについては、そもそもしっかりと文書、しっかりとした執行力がちゃんと付与しても大丈夫なような文書を作れないのであれば、そもそも手続実施者の資格がないんじゃないかというような意見も出ました。

うちのセンターの中で出た意見としましては、ただ、やはり慣れ、不慣れとか、そういうこともございますので、例えば、国であるとかADRの協会さんとか、そういうところで一定の研修をしていただいて、その研修を受講した調停者のみ執行力が付与されるような文書が書けるとか、そういうような形で質を担保していただけると有り難いのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、今の小泉様の御説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いします。佐成委員、お願いします。

○佐成委員 佐成です。最後のところ、質の担保ということで、何か研修を受けるとか、そういうお話があったかと思うんですが、研修というのは、1回限りではなくて継続的に、恐らく少なくとも何年かに一度はやらないと、質の担保というのは維持できないかと思うんですね。その辺りは、やはりそういう制度にすべきだというお考えでしょうか。

○垣内座長 いかがでしょうか。

○小泉参考人 正におっしゃるとおりだと思いますし、更に申し上げますと、やはり分野別の研修が必要かなと思っておりまして、分野によって、いろいろな情報や法律の更新とかもありますので、定期的きちんとした研修を受けるといことと、分野別に必要な情報を届けるということが必要かなと思っております。

○垣内座長 ありがとうございます。

佐成委員、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○佐成委員 さらに確認なんですけれども、弁護士は弁護士会で独自にやっている、研修とかを単位会でやっていると思います。不動産鑑定士なんか定期的協会とかでやっていると思いますし、そういうものでは足りないという、そういう御理解でしょうか。

○垣内座長 いかがでしょうか。

○小泉参考人 私の経験の狭い範囲で申し上げますと、例えば、うちのセンターでは、月1回、調停者の勉強会というのをしているんですけれども、やはり案件、案件によって、特殊な案件が出てきて、書き方が難しいものですか、特殊な案件というのが出てきます。養育費な

んかに関しましても、例えば、大学の無償化とか高校の無償化なんかが進んでくると、また書き方が違ったりとか、公証役場からまた違うことを言われたりとか、いろんところで情報の更新があるので、恐らく弁護士会とか大きなところの会の勉強会というのは、そんなに細かくされないんだろうと思うんですけども、事例検討ではないですけども、ある一定の分野分野によった割と細かいものができる、実質的に質が担保されるのかなというふうに思っております。

○垣内座長 ありがとうございます。

では、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、小泉様、どうもありがとうございました。小泉様からの御説明は以上ということにさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして、本日予定しておりましたヒアリングについては、全て終了したということになりますけれども、それについてでも結構ですし、あるいは、それ以外の点でも結構ですので、何か御意見等ありましたらお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 斉藤です。すみません、2月の予定をそろそろ決めていただけると有り難いなと思っていました。2月、3月ですね。

○垣内座長 これは、後で御案内があるかと思えます。

○斉藤委員 1月までは決まっていたよね。

○垣内座長 その点、この後御案内差し上げますので、少々お待ちいただけますでしょうか。ありがとうございます。

○斉藤委員 はい、分かりました。

○垣内座長 その他何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、多少時間を超過してしまいましたけれども、本日の議事は以上にさせていただきたいと思えます。

次回ですけれども、次回、第4回の会議となりますが、12月23日水曜日、午後1時30分から午後4時30分まで、次回は3時間ということで予定をしております。場所は、法務省1階の東京保護観察所集団処遇室というふうに伺っております。第1回と同じ会場ということです。次回も、今回に引き続きまして、関係団体等に対するヒアリングを実施することに加えて、事務局で集計いただいたアンケート結果等についても、御議論を頂く予定であります。次回についても、詳細についてはまた改めて、後日事務局から御連絡をさせていただきます。

それから、事務局から1点御案内ですね。お願いします。

○渡邊参事官 それでは、事務局の方から御案内いたします。

先ほど御質問のありました次々回以降の日程については、閉会后御案内いたしますので、閉会后もしばらく接続は切らずにお待ちいただけたらと思えます。

まず、1点御案内なんですけど、法務省のホームページの方で、ODR推進検討会のページを立ち上げましたので、御案内させていただきます。このホームページ上でも、先ほど来から御協力をお願いしておりますアンケートについてもアップをさせていただいておまして、今行われているアンケートは、認証事業者の方々を対象としておりますけれども、認証を取

得されていないADR機関の方々も、アンケートを回答できるように御案内しておりますので、そのことも併せて御参考までにお伝えさせていただきます。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、内容的な議事は以上になりまして、ヒアリングに御協力いただきました皆様には、改めまして御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—